

委託業務仕様書

岡山県美作県民局（以下「県民局」という。）が、インバウンド誘客施策の立案に向けた調査研究事業に関する業務を委託するにあたり、仕様書を次のとおり定める。

1 委託業務名

美作地域インバウンド対策調査研究事業

2 趣旨

観光庁の調査によると、訪日外国人旅行の消費額が過去最高を記録するなど、インバウンド市場は急速な回復と成長を遂げている。この好機を捉え、美作地域（以下「本地域」という。）の持続的な観光振興を図るためには、本地域内の観光関連事業者が統一した意識や目標を持ってインバウンド誘客に取り組むことが重要である。

本事業は、本地域が誇る「自然」「癒し」「文化」等の特色を最大限に生かした、滞在型観光等によるインバウンド誘客施策の立案のため、主に台湾の個人海外旅行者（FIT）を対象に、ターゲット市場の特性やニーズ、受入課題等を調査・分析し、その成果を関係者に展開することを目的とする。

3 業務内容

○対象とする市場

調査対象は、岡山県産業労働部観光課発表の「令和6年度 国籍（出身地）別外国人延べ宿泊数」において、宿泊者数が最多である台湾とする。なお、本県がプロモーション重点市場とする、中国・香港・韓国・タイ・欧米豪（フランス）等を含めることは妨げないが、補足的な情報に留めること。

(1) インバウンド実態調査

ア) 既存資料やリサーチデータ等のオープンデータ分析、その他効果的と思われる手法を用いて、インバウンドの実態（特性、旅行行動、ボリューム、ニーズ等）を調査し、仮説を構築すること。

イ) 本地域の観光資源について、定量アンケート調査や現地調査等を通じ、ア) で立てた仮説の検証と調査の深堀を、次の点を遵守して行うこと。

- ・アンケートのサンプル数は200件以上とする
- ・台湾出身者等による旅行者視点の現地調査を直接行うこと

ウ) 本地域内の観光関連事業者10社以上に対しヒアリングを行い、インバウンドに対する取り組み課題を明らかにすること。

(2) 分析及び報告書等の作成

ア) 中間報告書

上記(1)の結果をもとに分析を行い、令和8年度に県民局が実施するインバウンド誘客に関する事業の計画策定に資する中間報告書を、内容について協議を行ったうえで作成すること。

イ) 実施報告書

本地域における、効果的なインバウンド誘客施策の立案に向けた提案を盛り込んだ報告書を、ターゲットやその方向性について具体的にイメージできるよう、ペル

ソナモデル等を用いて作成すること。また、本地域内の観光関連事業者等に対する紙媒体及びデータでの頒布の目的にかなう概要版を別に作成すること。

(3) その他

本事業の成果は、来年度以降継続して実施するインバウンド誘客事業の基礎資料とするものである。このことから、次の点に留意して事業を実施すること。

- ・台湾市場に対する販売プラットフォームとの連携
- ・コンテンツ造成・受入環境整備・販売体制の構築・情報発信等の具体的支援策
- ・数年周期での事業実施により経年変化の測定が可能となる調査デザインの確立

4 業務上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたっては、県民局の指示に従うこと。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 事業の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 事業の実施にあたり知り得た事実または個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (5) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに県民局に相談し、指示に従うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 委託限度額

5,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

7 成果物の提出等

- (1) 成果物 ア) 中間報告書
 イ) ①実施報告書（A4版）2部
 ②実施報告書概要版（データ）
- (2) 提出場所 岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課
- (3) 提出期限 ア) 中間報告書 令和8年1月30日
 イ) 実施報告書 令和8年3月31日